

薬 第 1 9 5 0 号
令和3年3月31日

一般社団法人島根県薬剤師会長 様

島根県健康福祉部薬事衛生課長
(薬事・営業指導グループ)
(公 印 省 略)

「管理者兼務許可に関する取扱要領について」の一部改正について

平素より本県の薬務行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可については、「管理者兼務許可に関する取扱要領について」（令和元年6月28日付け薬第517号島根県健康福祉部薬事衛生課長通知。以下「本通知」という。）により当県の運用をお示ししています。

また、押印を求める手続の見直しについては、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて」（令和3年1月18日付け薬第1401号島根県健康福祉部長通知）により通知したところです。

つきましては、本通知別添「管理者兼務許可に関する取扱要領」を改正し、同要領で規定しております様式についても押印を不要としましたので、ご承知おきいただくとともに、貴会員あてご周知いただきますようお願い致します。

記

改正内容

- (1) 「管理者兼務許可に関する取扱要領」別紙様式1から別紙様式4及び別紙様式6中の「㊟」及び「捨印」を削る。
- (2) 参考資料1から参考資料4中の「㊟」についても削る。

島根県健康福祉部薬事衛生課 薬事・営業指導グループ 担当 富金原 TEL:0852-22-5259 FAX:0852-22-6041
--